年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（神奈川県担当部会）
令和８年９月 30 日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの　　１件

厚生年金保険関係　　１件

厚生局受付番号　：　関東信越（神奈川）（受）第 2600105 号
厚生局事案番号　：　関東信越（神奈川）（厚）第 2600023 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 20 年 12 月 31 日の標準賞与額を 19 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 12 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 20 年 12 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 56 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 20 年 12 月

請求期間において、Ａ社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

請求期間の賞与に係る給与支給明細書（以下「賞与明細書」という。）を提出するので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び同僚の請求期間に係る賞与明細書（写）から判断すると、請求者は当該期間にＡ社から標準賞与額 19 万 5,000 円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、上記の賞与明細書は年月のみで日付の記載がないところ、オンライン記録によると、Ａ社の事業主は亡くなっており、同社の破産管財人は、給料計算、支払等の事務については、事業主が従業員を介さず常に単独で処理していた上、当該期間の資料は既に廃棄されているため、給料及び社会保険料の処理状況について不明である旨回答していることから、賞与支払月の月末とし、平成 20 年 12 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

Ａ社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は亡くなっている上、同社の破産管財人は、平成 20 年 12 月の賞与について、当時の資料は既に廃棄されているため、給料及び社会保険料の処理状況については不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。